事務事業評価シート

(平成25年度実施事業)

事務事業名	貯水槽水道管理指	導事業		事業コード		1520		
所属コード	903000	課等名	上下水道局給排水課		係名	サービス係		
課長名	高橋 敏晴	担当者	·名	伊藤 信昭		内線番号		6133
評価分類	■ 一般 □ 2	の施設	ロ ナ	大規模公共事業		補助金	: [〕内部管理

(1) 概要

総合計画	施策の柱	快適な都市機能			コード	7
体系	施策	いつでも信頼され	いつでも信頼される上水道事業の推進			
	基本事業	給水サービスの向	合水サービスの向上			
予算費目名	水道事業会	計1款01項30目 委	託料(022-10)			
特記事項						
事業期間	□単年度	■単年度繰返	□期間限定複数年度	開始年度	15 年	度
根拠法令等	盛岡市水道	事業給水条例				

(2) 事務事業の概要

貯水槽水道の管理不徹底に起因する衛生上の問題を未然に防ぐため、適正な管理の履行について貯水槽水道設置者に対して指導・助言を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

受水槽の有効容量が10m³を超える(簡易専用水道)ものについては、従来から水道法の規制があったが、受水槽の有効容量が10m³以下(小規模貯水槽水道)のものについては、今まで法律による規制がなく、設置者の管理不徹底を原因とする衛生上の問題があったことから、貯水槽水道の管理が充実するよう水道法の改正があり平成14年4月1日施行となった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

水道法の改正を受けて、平成15年4月1日に盛岡市水道事業給水条例(以下「給水条例」という。) を改正して水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責務を供給規定において明確にした。

いままで当該事務を執り進めていた盛岡市水道サービス公社が平成24年度に解散したことから、平成25年度から民間委託により実施することとなった。

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

・貯水槽水道の設置者

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 小規模貯水槽水道設置者(訪問予定数)	人	874	882	860	895	880
В						
С						

(3) 25 年度に実施した主な活動・手順

- ・現地調査(全体を約2分の1に分け、2年に1度の割合で実施している)
- ・貯水槽水道の設置者に指導・助言を行った。

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 指導·助言(小規模貯水槽水道) 実施人数	人	874	880	860	895	880
В						
С						

(5) 意図(対象をどのように変えるのか)

・貯水槽水道の管理者責任を明確にして清掃等維持管理の必要性・重要性を理解して頂き, 貯水槽 の維持管理作業を行ってもらう。

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

1/1 Hz 1/2 D	性格	単位	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
指標項目			実績	実績	計画	実績	目標値
A 指導·助言実施率	口上げる						
(指導·助言実施人数/小規模貯水	口下げる	%	100	100	100	100	100
槽水道設置者)	■維持						
В	口上げる						
	口下げる						
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実績	24 年度実績	25 年度計画	25 年度実績
事業費	①E	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	4,898	4,308	4,000	3,990
	A 小計 ①~⑤	千円	4,898	4,308	4,000	3,990
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	104	104	92	80
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	416	416	368	320
計	トータルコスト A+B	千円	5,314	4,724	4,368	4,310
備考						

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

貯水槽水道の設置者に対し指導・助言を行うことで設置者の貯水槽維持管理の意識改革につながり、安全な水の供給に結びついている。

② 市の関与の妥当性

給水条例に水道事業者の責務が定められていることから妥当である。

③ 対象の妥当性

水道法及び給水条例により対象が定められていることから妥当である。

④ 廃止・休止の影響

貯水槽水道の設置者の意識改革が行なわれず、安全な水の供給を妨げる可能性がある。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

助言の回数を増加することにより設置者の貯水槽維持管理の意識改革につながるものと思われる。

(3) 公平性評価(評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要) 特定の受益者はいない。
(4) 効率性評価 平成15年度から開始した事業であり、貯水槽水道設置者の意識改革が浸透し、自ら清掃等維持管理を行うようになれば、2年に1度のローテーションを見直すことによる委託料等の削減も可能であるが、現状はほとんどの浄化槽水道設置者に対して定期清掃実施を指導・助言していることを踏まえると、当面の間は現状の管理指導のサイクルが妥当である。
4 事務事業の改革案 (Plan)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 改革改善の方向性 貯水槽水道設置者の貯水槽維持管理の意識の向上を目指した指導・助言の強化及び必要に応じて更なる指導・助言。
(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法 指導・助言回数増に伴う業務委託料の増加が考えられる。
 5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

市内にある約1,800 基の貯水槽を2年間に1回の割合で調査,現状を把握し,設置者や使用者等への指導・助言を行い,貯水槽水道が適正に維持管理されるように努めている。平成25年度は,盛岡市水道サービス公社が解散したことから,当該事務事業を民間委託により実施た。

今後は、指導・助言後の状況を確認、改善指導しても改善がみられない箇所への対応策の検討を進め、貯水槽水道の適正な維持管理が確実に実施されるよう取り組みを強化する。